

令和4年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
（「指定管理者制度導入の適否」に係る審査）

- 1 開催日時 令和4年5月26日（木）9：36～9：52
- 2 開催場所 アウガ6階 会議室
- 3 対象施設 青森市荒川市民センター
- 4 出席者
 - (1) 選定評価委員 委員長 舘山 公（企画部次長）
副委員長 工藤 拓実（総務部次長）
委員 松本 大吾（青森大学准教授）
委員 西村 晴夫（東北税理士会青森支部税理士）
委員 木村 久美子（市民部次長）
 - (2) 施設所管課（中央市民センター）
館長 奥崎 和彦
主幹 工藤 伸彰
主幹 肥後 奈穂子
主査 村上 和明
 - (3) 制度所管課（財政課）
副参事 阿部 有一郎
主査 盛 将秀
主査 櫻田 博光
- 5 案件 「指定管理者制度導入の適否」に係る審査
- 6 審査結果 全委員異議なく、全会一致で以下のとおり了承された。
 - (1) 指定管理者導入の適否：適
 - (2) 指定期間：5年
 - (3) 利用料金制：なし
 - (4) 募集形態：非公募
 - (5) グルーピングの適否：なし（単独施設）

7 主な質疑内容

委員：トレーニングルームや市民課業務をしている情報コーナー等がある複合的な施設である荒川市民センターは、人が集まり易い等の相乗効果の観点から、他の市民センターと違いはあるか。

施設所管課：他の市民センターの違いについて考察はしていないが、例えば、トレーニングルームは身体を動かしたい人の個人利用、児童室は通う子どもやその迎えの親の来館というように利用目的が違うことから、直接的な相乗効果はないと考える。

委員：各種講座の回数について、53回以上となっている他の市民センターと違い、85回以上となっている理由は何か。また、指定管理料の積算との関連はあるのか。

施設所管課：前回の更新時、市民センター毎にバラツキがあった講座の回数について、週に1回程度として50回、さらに、地域力アップ講座を年3回の計53回以上としたが、実績が53回を上回っていた荒川市民センターについては、実績を踏まえて85回以上としている。

指定管理料については、更新時に実績を踏まえた回数により基準額を積算しているため、講師の謝礼額、材料費等が変動する。

委員：講座を基準以上に多く実施した場合は、指定管理者は損をするので、回数を減らして収益を出そうとすることもあってはならないか。

施設所管課：荒川市民センター以外は、余った分は市に返納してもらっているが、荒川市民センターは非精算方式をとっているため、余った分は収益になり、法人税の課税対象となる。

委員：荒川市民センターは、ソフト事業の運営費に残額が出れば、収益になるということか。

施設所管課：最低限の基準をクリアしてもらえば、残額は収益となる。また、これを人件費や消耗品等の管理運営費にまわすことも認められているほか、管理運営部分の残額をソフト事業の運営費にまわすこともできる。

委員：収益に法人税が課税されるとのことだが、それだけの収益はあるのか。

施設所管課：収益額は、令和3年度で約84万円となっている。